

# 水道だより

2013年10月号 No.164 ■発行日/平成25年10月11日

越谷・松伏水道企業団のホームページをご覧ください。

<http://www.koshi-matsu.koshigaya.saitama.jp/>

TEL 048-966-3931  
FAX 048-963-0706

編集・発行

## 越谷・松伏水道企業団

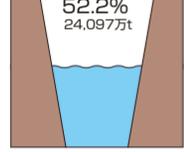
〒343-8505 越谷市越ヶ谷三丁目5番22号



越谷市内を流れる新方川 越谷市立総合体育館の手前には水管橋が架かっている

利根川上流8ダムの貯水量

(平成25年10月1日現在)



水道統計

給水人口(平成25年9月1日現在) ..... 362,312人  
給水世帯数(平成25年9月1日現在) ..... 151,827世帯  
平成25年9月分1人1日平均配水量 ..... 293ℓ

越谷・松伏水道企業団は、越谷市と松伏町の水道事業を行っている地方公共団体です。昭和44年(1969年)4月に設立されて以来、皆さまに安全な水を安定的に供給するよう努めています。

### 今号の主な内容

- 築比地浄水場は耐震補強工事中です..... 1面
- 水道事業ガイドライン..... 2面
- 親子水道教室 参加体験記..... 2面
- 水道水の水質検査について..... 3面
- 企業団からのお知らせ..... 4面

## 築比地浄水場は耐震補強工事中です

### 【震災に備えて】

給水区域内の松伏町に建設された築比地浄水場は、昭和49年に通水し、基幹施設として稼働してきました。

平成22年度に行った耐震診断の結果、補強の必要性が生じました。そのため、配水池のコンクリート壁等を増厚するなどの耐震補強工事を実施しています。

また、浄水場の老朽化した機械、電気設備や企業団庁舎内にある中央管理室の設備も更新しています。

工事期間は平成24年9月から平成27年3月です。

### 【進捗状況】

平成24年度から3ヶ年事業として実施している耐震補強工事は、RC配水池



PC配水池 耐震補強工事状況

池(鉄筋コンクリート)の工事が平成25年3月に完了しました。平成25年4月からPC配水池(プレストレストコンクリート)の工事を行っています。平成26年度には、ろ過池の工事を予定しています。工事期間中は、皆さまのご理解ご協力を宜しくお願いします。



RC配水池 耐震補強工事状況

## 節水のご協力 ありがとうございました

今夏の猛暑と少雨の影響で、首都圏の水がめである利根川水系ダムの貯水量が平年を大きく下回りました。そのため、埼玉県では7月24日から9月18日まで、利根川水系からの取水制限が実施されました。皆さまには節水にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございました。

### 企業団の渇水対応

越谷市・松伏町の水道水の水源は、約9割が利根川の支流である江戸川の河川水です。

河川水は埼玉県営の浄水場で取水・浄化され、企業団の浄・配水場に送られてきます。

残りの約1割は、越谷市・松伏町内にある深井戸からくみ上げた地下水

水で、企業団の浄水場で浄水処理をしています。

今回の渇水では、利根川水系の取水制限に伴い、埼玉県営水道からの受水量の制限が実施されました。企業団ではその不足分を地下水を増産して補い、通常どおりの配水を行いました。

今後も引き続き安定的な水道水の供給に努めていきます。

### 「越松深水」販売終了のお知らせ

「越松深水」の販売を平成25年12月末で終了します。「越松深水」は、越谷市内にある深井戸からくみ上げた水を使用したボトル水です。水道事業のPR用として平成18年より製造してまいりましたが、PR用としては所期の目的を終えたことから、販売を終了させていただきました。

また、「越松深水」は災害時に配布する備蓄水としても備えてきました。今後は、賞味期限が長い市販のボトル水を計画的に購入し、引き続き災害対策を行ってまいります。



問合せ お客様ま課 内線221

主な指標	指標の意味	指標値		
		22年度	23年度	24年度
<b>安心 (水資源の保全や水質管理に関する指標)</b>				
水質基準不適合率 (%)	水質基準不適合の発生割合を表しており、0でない場合は、水質基準を超過したことがあったことを示している	0.0	0.0	0.0
直結給水率 (%)	貯水槽等を経由せず、配水管から蛇口へ直接、給水している件数の割合を表している	83.7	85.1	85.7
<b>安定 (将来への備えやリスク管理に関する指標)</b>				
経年化管路率 (%)	経年化 (40年を経過) した管路の割合を表している	1.7	2.3	3.2
水源の水質事故 (件)	油や化学物質の流出などによる年間の水質事故件数を表している	0	0	0
管路の耐震化率 (%)	管路の耐震化の割合を表している	41.2	42.5	43.4
<b>持続 (運営基盤の強化やサービスの充実等に関する指標)</b>				
経常収支比率 (%)	経常費用 (営業費用+営業外費用) が経常収益 (営業収益+営業外収益) によってどの程度賄われているか表している	112.3	109.8	110.8
総収支比率 (%)	総費用が総収益によってどの程度賄われているかを表しており、これが100%未満の場合は、健全な経営とはいえない	111.8	109.3	110.1
給水収益に対する企業債利息の割合 (%)	給水収益に対する企業債利息の割合を表しており、この数値が小さいほうが良い	9.7	9.3	8.8
給水収益に対する企業債残高の割合 (%)	給水収益に対する企業債残高の割合を表しており、この数値が小さいほうが経営状況が良い	312.9	302.3	283.2
<b>環境 (環境保全に関する指標)</b>				
再生可能エネルギー利用率 (%)	太陽光発電、小水力発電等の再生可能エネルギー設備により発電された電力の使用割合を表しており、数値が大きいほど環境にやさしいエネルギーが多く利用されたことを示している	7.5	7.9	7.1

# 水道事業ガイドライン 業務指標を算出しました



「水道事業ガイドライン」に基づき、平成24年度の業務指標を算出しました

この業務指標は、水道事業に

## 安心・安全な水道水

「水質基準不適合率」は、毎年0パーセントを保っています。これは水源から蛇口に至るまで、厳しく水質を管理し、すべての水質基準に適合した安全な水道水をお届けしていることを示しています。

「直結給水率」は年々上昇しています。これは貯水槽を経由せずに配水管から直接給水することで、良質の水をより多くの人にお届けすることができていることを示しています。今後も安心・安全な水道水の提供を目指して、適切な水質管理に努めていきます。

「経常収支比率」「総収支比率」は100パーセントを超えています。これは健全な財政状態であることを示しています。

「給水収益に対する企業債利息の割合」「給水収益に対する企業債残高の割合」は減少しています。これは企業債の繰上償還を行うなど、財政の健全化への取り組みの結果が反映されたものです。

## 環境保全に貢献します

水道水をお届けするためには、浄水施設やポンプを動かすため、多くの電力が必要となります。「再生可能エネルギー利用率」は、企業団が太陽光発電や小水力発電を利用し、電力会社からの購入電力量と温室効果ガスの削減に努めていることを示しています。

引き続き環境に配慮した事業を推進していきます。すべての業務指標算出結果は、ホームページでご覧になれます。



## 災害に強い水道への取り組み

耐用年数を経過した管路の割合である「経年化管路率」は、3・2パーセントと低水準ですが、増加傾向にあります。また、「管路の耐震化率」は、年々上昇しています。水道水を安定してお届けするために、古くなった管路を計画的に取り替えていき、施設や管路の耐震化にも重点的に取り組み、着実に整備を進めていきます。

「水源の水質事故」は毎年0件を保持しています。今後も災害などに備えて日ごろからリスク管理を行い、安定して水を供給できる体制作りをしていきます。

## 水を安定して供給するために

「経常収支比率」「総収支比率」は100パーセントを超えています。これは健全な財政状態であることを示しています。

## 親子水道教室 「浦山ダム」を訪れました

7月26日に、親子水道教室を開きました。この水道教室は、親子そろって水源地であるダムの施設見学をすることで、水の大切さを知ってもらうことを目的に開催しています。

見学先は荒川水系の浦山ダム（秩父市）で、14組38人の親子が参加しました。参加した皆さんは、ダムを見学した後、埼玉県立川の博物館（寄居町）を訪れ、水とふれあいながら学び、楽しい1日を過ごしました。

## 水道教室 参加体験記



越谷市 吉井 萌瑠さん

ダムの事は4年生の時に勉強をしたので、どんな働きをしているのか知っていました。でも、実際にダムを見てびっくりしました。海のように見えて、ダムの大きさをあらためて知って、「すごいな」と思いました。施設の人から説明を聞いて、学校ではわからない事をたくさん教えてもらいました。ダムにはさまざまな種類があって、きれいな水を放水するために、いろいろな工夫がされていることも知りました。

1番びっくりした事は、エレベーターでダムの内部に行った事です。夏なのにとても寒かったです。ダムの事をはだで感じられて、とても良かったです。ダム見学の次は、川の博物館へ行き、川の流れを学びました。水がダムからどうやって川に行くのかなど、いろいろな事を知りました。学校や、本、テレビでは、わからない事をたくさん知って、実際に見て、感じられてよかったです。

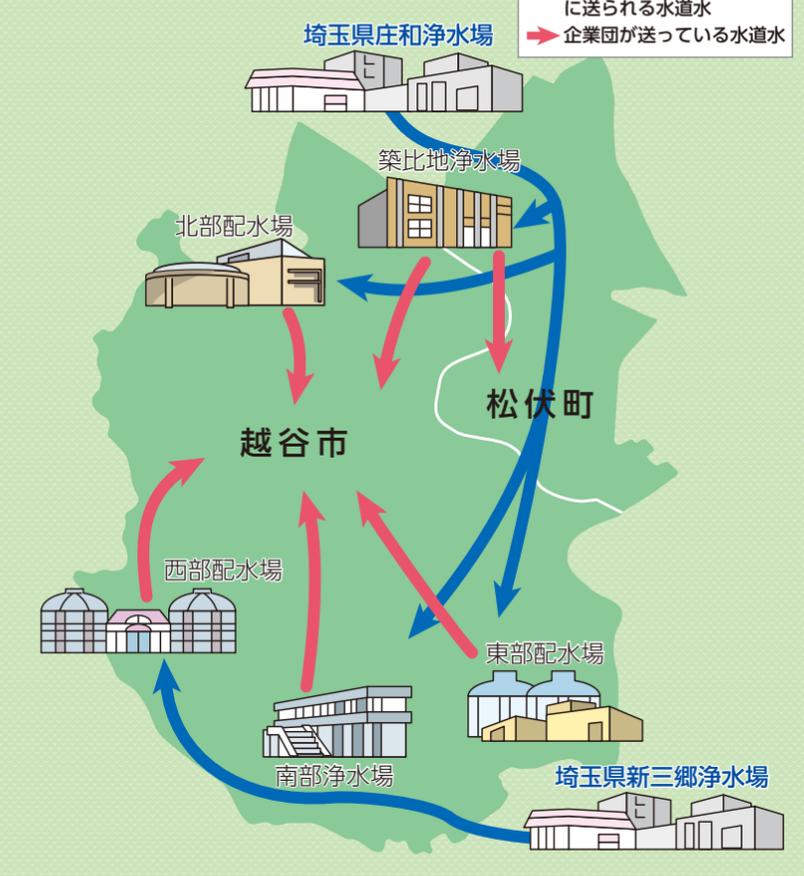
# 越谷松伏管工事業協同組合

越谷市大字花田715番地 TEL 048-964-6633 FAX 048-965-2846

水道工事専門店が加盟する組合です。水で困ったとき……まずはご連絡ください。 [広告]

地区	事業所名	所在地	電話番号	地区	事業所名	所在地	電話番号
桜井	飯山建鉄株式会社	越谷市平方1821	978-6000	蒲生	蒲生水道設備工業株式会社	越谷市蒲生1-3-39	988-3067
新方	株式会社伸和設備	越谷市船渡495-1	978-8711		株式会社水導屋	越谷市蒲生3833-2	987-5359
増林	有限会社ヤマト工業所	越谷市増森2-164-5	962-5555		大晃設備株式会社	越谷市蒲生旭町10-28	986-2290
	共同工業株式会社	越谷市増森2830-15	964-3561		第一エネルギー設備株式会社	越谷市蒲生茜町13-2	985-7221
	有限会社須賀設備	越谷市東越谷4-8-15	965-2441	大相模	株式会社水野工業所	越谷市西方2-25-4	965-0351
株式会社吉川水道冷熱	越谷市東越谷10-110-13	969-3611	大沢		株式会社ナカノヤ	越谷市大沢3-28-11	974-8711
有限会社早山設備	越谷市花田4-7-16	965-2214		株式会社新興設備	越谷市東大沢4-6-29	966-7781	
大袋	株式会社協和設備	越谷市大道478	973-6000	越ヶ谷	東彩設備株式会社	越谷市越ヶ谷1-14-1	964-1230
	有限会社日栄設備	越谷市恩間29-6	975-6311		有限会社井戸由管工社	越谷市御殿町3-46	962-3978
荻島	株式会社桶新設備	越谷市西新井898	974-4716		株式会社豊田設備	越谷市中町11-4	962-0171
	有限会社鈴木水道設備	越谷市神明町2-38	964-7048		有限会社社会田設備	越谷市赤山町5-10-12	962-0318
出羽	有限会社渡辺工業所	越谷市神明町2-59-3	962-7505	松伏	今城電気商会	松伏町松伏4818	991-2403
	有限会社田中水道工業所	越谷市七左町2-185-1	986-6021		山崎工業所	松伏町上赤岩859-2	991-2723
	共栄設備株式会社	越谷市七左町4-472-5	986-3299		明成工業株式会社	松伏町田中1-4-4	991-2459
川柳	有限会社東部興業	越谷市川柳町4-374	987-2538		モリタヤ工業株式会社	松伏町金杉477-2	991-2428

■越谷市・松伏町の水道水の流れ



企業団がお送りしている水道水の約9割は、江戸川（利根川水系）から取水している埼玉県営の庄和浄水場と、新三郷浄水場で浄水処理した水を使用しています。残りの約1割は、地下250メートルから400メートルの深さの井戸からくみ上げた地下水を使用しています。

お客さまへお送りする水道水は、企業団の5か所の浄水場・配水場から採水して、検査をしています。

また、原水については、感染症の原因となる生物であるクリプトスポリジウムの検査を年2回、農薬の検査を年1回行い、水源の水質を監視しています。

### 1 浄水場・配水場の水質検査

浄水場では、原水（井戸からくみ上げた地下水）、浄水処理した地下水、配水（お客さまにお送りする水）、配水場では、埼玉県水道から送られた水と配水について、月1回の検査をしています。

企業団では、お客さまに水道水を安心してご利用いただけるよう、水源から給水栓（蛇口）に至るまで、水道水が安全で衛生的な状態であることを確認するため、きめ細かな水質検査を行っています。

### 水道水の水質検査について

埼玉県営の庄和浄水場・新三郷浄水場から企業団の各浄水場・配水場へ送られる水道水は、埼玉県が毎日検査をしています。

また、地下水は放射性物質の影響を直接受けることはありませんが、水道水を安心してご利用いただけるよう、企業団が週1回の検査をしています。検査結果はいずれも不検出です。

### 2 毎日検査

浄水場や配水場からお客さまにお送りしている配水管の末端に近い6地点に水質監視装置を設置し、色・濁り・残留塩素などを毎日、連続的に自動測定しています。

### 3 放射性物質の検査

また、地下水は放射性物質の影響を直接受けることはありませんが、水道水を安心してご利用いただけるよう、企業団が週1回の検査をしています。検査結果はいずれも不検出です。



### 解説 水道用語

**「水質基準項目」とは**

水道水に求められる基本的な水質の要件で、水道法により50項目が設定されています。

安全性を十分に考慮した基準が定められており、検査が義務づけられています。

内容としては健康に関連した項目と、味・色・においなどに関連した項目があります。

表の項目の他にも、水質管理のために必要な項目を検査し、水道水の安全を確認しています。

毎月の検査結果は、ホームページでご覧になれます。

- ①南越谷第二公園（越谷市蒲生西町）
- ②千間台第一公園（越谷市千間台東）
- ③わかば公園（松伏町ゆめみ野）
- ④川柳公園（越谷市川柳町）
- ⑤北越谷第二公園（越谷市北越谷）

法令で定められた水質検査を実施するため、5か所の公園の給水栓（蛇口）において、月1回の検査を行っています。さらに、水質管理のため、12か所の公園や民家の給水栓で、月1回の検査を行っています。

下の表の数値は、次の5か所の公園の給水栓を調べた検査結果です。

### 4 給水栓（蛇口）の水質検査

平成25年8月5日採水

区分	検査項目	単位	基準値	検査結果
生物	一般細菌	個/ml	100以下	0
	大腸菌		検出されないこと	不検出
重金属	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	0.0003未満
	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	0.00005未満
	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満
	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満
	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満
	六価クロム化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満
無機物	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	0.001未満
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.83~1.82
	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.10~0.12
	ホウ素及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.1未満
有機物	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	0.0002未満
	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	0.005未満
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	0.001未満
	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	0.001未満
	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満
	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満
	ベンゼン	mg/l	0.01以下	0.001未満
消毒により生成される項目	塩素酸	mg/l	0.6以下	0.06未満~0.09
	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	0.002未満
	クロロホルム	mg/l	0.06以下	0.003~0.016
	ジクロロ酢酸	mg/l	0.04以下	0.004未満~0.012
	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	0.004~0.007
	臭素酸	mg/l	0.01以下	0.001未満
	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	0.014~0.035

区分	検査項目	単位	基準値	検査結果	
健康に関連する項目（30項目）	消毒により生成される項目	トリクロロ酢酸	mg/l	0.2以下	0.02未満
		プロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	0.004~0.012
		プロモホルム	mg/l	0.09以下	0.001未満~0.002
	色	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	0.008未満
		亜鉛及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.005未満
		アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.01未満~0.02
		鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.03未満
	味	銅及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.01未満
		ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	13.1~26.1
	色	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満
塩化物イオン		mg/l	200以下	17.7~23.5	
味	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/l	300以下	55.2~63.8	
	蒸発残留物	mg/l	500以下	149~160	
泡	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	0.02未満	
	ゼオスミン	mg/l	0.00001以下	0.000001未満~0.000002	
臭気	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	0.000001未満~0.000001	
	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	0.005未満	
泡	フェノール類	mg/l	0.005以下	0.0005未満	
	臭気	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/l	3以下	0.7~0.9
基本的な項目	pH値		5.8 ~ 8.6	7.0~7.5	
	味		異常でないこと	異常なし	
	臭気		異常でないこと	異常なし	
	色度	度	5以下	0.5未満	
	濁度	度	2以下	0.1未満	

## 人事行政の運営等の状況をお知らせします

越谷・松伏水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成24年度企業団職員の任免や給与、勤務条件などを公表します。

### 1 職員の任免および職員数に関する状況

- (1) 職員の採用の状況 当企業団の職員は、すべて越谷市からの派遣職員で構成されており、独自の採用は行っておりません。
- (2) 職位別任用状況 平成25年4月1日現在、副課長相当以上の職の総数は9人です。
- (3) 職員の退職の状況 平成24年度における退職者は、4人でした。
- (4) 級別職員数の状況 (平成25年4月1日現在)



#### 企業職(一)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
職名	局長	次長 副参事	課長 主幹	副課長 副主幹	係長 主査	副主査	主任	主事 技師
職員数	1名	2名	3名	3名	35名	12名	5名	26名
構成比	1.1%	2.3%	3.4%	3.4%	40.3%	13.8%	5.7%	30.0%

#### 企業職(二)

区分	3級	2級	1級
職名	技能主査 統括技能主任	水道施設管理主任 守衛業務主任	水道施設管理員 守衛
職員数	2名	8名	8名
構成比	11.2%	44.4%	44.4%

### (5) 職員数の推移 (再任用短時間勤務職員は除く)

平成23年4月1日	平成24年4月1日	平成25年4月1日
106人	107人	105人

### (6) 職種別職員の状況 (再任用短時間勤務職員は除く)

職種	平成24年度	平成25年度	増減
事務職員(企一)	38人	36人	△2人
技術職員(企一)	42人	42人	
集金職員(企一)	9人	9人	
技能職員(企二)	18人	18人	
計	107人	105人	△2人

### 2 職員の給与の状況



#### (1) 職員給与費の状況

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤労手当	計 B	
24年度	107人	417,843千円	89,030千円	158,290千円	665,163千円	6,216千円

#### (2) 職員の平均給料月額、平均給与月額、平均年齢の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	企業職(一)	平均年齢	企業職(二)	平均年齢
平均給料月額	331,264円	43.1歳	284,311円	39.9歳
平均給与月額	360,205円		315,120円	

※給与月額は、基本給、扶養手当、地域手当の合計。

#### (3) 職員手当の状況 (平成25年4月1日現在、月額)

手当の種類	主な内容
扶養手当	配偶者13,000円 扶養親族6,500円 特定の加算5,000円 注※1
地域手当	給料および扶養手当の月額合計の6%
住居手当	(家賃額-23,000円)×1/2+11,000円=住居手当額(27,000円を限度) 新築・購入から5年以内の期間5,500円 その他4,000円
通勤手当	交通機関 6か月定期等の最も経済的な額 自動車等 使用距離に応じて3,800円~24,500円の範囲内の額 限度額55,000円
管理職手当	局長65,000円 次長55,000円 副参事50,000円 課長45,000円 主幹40,000円 副課長35,000円 副主幹30,000円

注※1  
特定の加算とは、扶養親族の子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、支給するものです。

## 平成26年度物品等競争入札参加資格 審査追加申請を受け付けます

平成26年度に企業団が発注する物品の納入等を希望される方で、現在登録をされていない方は、入札参加資格の追加申請が必要です。

**対象業種** ・物品購入 ・印刷製本 ・業務委託(工事関係を除く)  
・賃貸借業務 ・建設資材

**申請方法** 申請書類を企業団の「総務課 庶務係」宛に郵送してください。詳しくは、ホームページに掲載している申請の手引きをご覧ください。

**受付期間** 12月2日(月)から12月24日(火)まで

※建設工事等の追加申請は、埼玉県電子入札共同システムにより受け付けています。

■問合せ 総務課庶務係 内線254・259

## 竜巻で被災された皆さまへ 水道料金の減免申請を受け付けています

竜巻で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

企業団では竜巻で被災された方への支援として、水道料金を減免します。

#### 【対象者】

平成25年9月2日に発生した竜巻により住宅に損害を受けた、越谷市・松伏町の水道使用者

#### 【減免内容】

平成25年9月2日から平成26年2月28日までに確定する水道料金のうち

- ①住宅が全壊・大規模半壊・半壊の場合は、全額免除
  - ②住宅が一部損壊の場合は、1検針分(2ヵ月分)の基本料金を免除
- ※下水道使用料についても、下水道使用者に対し同様の減免をします。

#### 【必要書類等】

- ・減免申請書(窓口でご記入いただきます) ・印鑑
- ・り災証明書(越谷市・松伏町が発行したもの、写し可)

#### 【申込み方法】

下記いずれかの窓口で、申請を受け付けます。(郵送可)

減免申請の申込み期限は平成26年3月末までです。

■問合せ・申込み窓口 越谷・松伏水道企業団お客さま課 966-3931  
越谷市下水道課営業グループ 963-9206  
松伏町まちづくり整備課下水道担当 991-1844

## 9月議会結果報告

9月定例会議が9月27日に開かれ、企業長から次の2議案が提出されました。

企業長提出議案「専決処分事項の承認を求めることについて(越谷・松伏水道企業団企業長の給料の特例に関する条例)」は、原案のとおり可決されました。

また、企業長提出議案「平成24年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」は、決算特別委員会を設置して継続審査することとなりました。

## 各種届け出・お問い合わせ

水道のお問い合わせ  
ご相談は

TEL.048-966-3931

業務時間：平日の月曜～金曜

午前8時30分から午後5時15分まで

緊急時は業務時間外でもお受けします。

◎水道を使用開始するとき	5日前までにお届けください	お客さま課
◎引越越しするとき		
◎水道を一時使わないとき(家の改装や長期旅行など)		
◎使用者の名義が変わるとき		
◎水道の用途などの変更に関する事	いつでも	施設課
◎水道使用水量に関する事		
◎水道料金に関する事		
◎メーターの撤去に関する事		
◎給水装置の所有者の名義が変わるとき	いつでも	施設課
◎貯水槽の管理や設備が変わるとき		
◎水道(給水装置)工事に関する事		
◎指定給水装置工事事業者に関する事		
◎道路上などの水漏れに関する事	いつでも	配水管理課
◎水質に関する事		